

津市下水道普及向上預金補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 28 日上下水道事業訓第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の公共下水道の処理区域内において、改造工事を促進することにより、処理区域内の水洗化の普及を図るため、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 4 号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 本市の区域内における下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 号に規定する処理区域をいう。
- (2) 改造工事 法第 10 条第 1 項の規定による排水設備を設置するための工事及び法第 11 条の 3 第 1 項の規定によるくみ取便所を水洗便所に改造するための工事をいう。
- (3) 積立預金 改造工事に要する資金に充てるために積み立てる預金をいう。
- (4) 予定処理区域 法第 4 条第 1 項の規定により本市が定めた事業計画における予定処理区域をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「下水道普及向上預金補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、処理区域内に土地又は家屋を所有する者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「交付対象者」という。）に対し、積立預金のうち改造工事に要する費用（以下「補助対象基本額」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 下水道の供用開始後 3 年以内に改造工事を実施した者（上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がこの期間内に改造することができなかったことについて相当の理由があると認める者を含む。）
- (2) 積立預金を管理者が指定した金融機関に行っており、これを改造工事に

要する費用の全部又は一部に使用した者

- (3) 市税、公共下水道事業に係る受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を滞納していない者

2 積立預金は、交付対象者の所有する土地又は家屋が予定処理区域となった日から交付対象者が実施する改造工事が完了した日の属する月の末日までの間（その期間が5年を超えるときは、当該改造工事が完了した日以前5年）に、当該交付対象者名義で積み立てられたもの（利息分を除く。）に限るものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金は、積立期間（積立預金が最初に積み立てられた日から改造工事に要する費用の全部若しくは一部に使用するため引き出された日まで又は改造工事が完了した日までのいずれか早い方の日までをいう。）の日数に応じ、補助対象基本額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年利率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 下水道の供用開始後6月以内に改造工事が完了した場合 年利率2.6パーセント
- (2) 下水道の供用開始後6月を経過した日から12月を経過した日の前日までの間に改造工事が完了した場合 年利率1.7パーセント
- (3) 下水道の供用開始後12月を経過した日から18月を経過した日の前日までの間に改造工事が完了した場合 年利率1.2パーセント
- (4) 下水道の供用開始後18月を経過した日から24月を経過した日の前日までの間に改造工事が完了した場合 年利率0.9パーセント
- (5) 下水道の供用開始後24月を経過した日から30月を経過した日の前日までの間に改造工事が完了した場合 年利率0.6パーセント
- (6) 下水道の供用開始後30月を経過した日から36月を経過した日の前日までの間に改造工事が完了した場合 年利率0.5パーセント

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、補助対象基本額が1万円未満である場合には、これを交付しない。

（交付の申請）

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、下水道普及向上預金補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、改造工

事が完了した日から起算して３０日を経過した日までに管理者に提出しなければならない。

- (1) 排水設備工事確認申請書の写し
 - (2) 改造工事に要する費用に係る請求書及び領収書の写し（当該改造工事の明細が記載されたもの）
 - (3) 預貯金通帳の写し
 - (4) 市税の完納証明書
- （交付の決定）

第７条 管理者は、前条の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、下水道普及向上預金補助金交
付決定通知書（第２号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（委任）

第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- １ この訓は、平成２９年４月１日から施行する。
- ２ この訓の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。

第1号様式（第6条関係）

下水道普及向上預金補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市上下水道事業管理者

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市下水道普及向上預金補助金交付要綱第6条の規定により、下水道普及向上預金補助金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

工 事 施 工 場 所				
積立預金名称等	預金の名称			
	預 金 者 名			
	金融機関名		支店名	
積 立 期 間 等	積 立 期 間	年 月から 年 月まで		
	預 金 残 高	円		
添 付 書 類	1 排水設備工事確認申請書の写し 2 改造工事費請求書及び領収書の写し（当該改造工事の明細が記載されたもの） 3 預貯金通帳の写し 4 市税の完納証明書			

第2号様式（第7条関係）

下水道普及向上預金補助金交付決定通知書

津市（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市上下水道事業管理者 （氏 名） 印

津市下水道普及向上預金補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり下水道普及向上預金補助金の交付を決定したので通知します。

工事施工場所	
補助金交付額	金 円